

第
5165
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 2月16日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 国外居住親族に係る扶養控除等の書類添付

Q：国外に居住する親族を扶養控除等の対象にする場合、書類添付が義務付けられるのか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

日本国外に居住する親族に係る扶養控除については、適用要件を満たしているか十分な確認ができていないまま扶養控除が適用されているとの会計検査院の指摘を受け、平成27年度の税制改正で、次のように書類の添付等が義務化されました。

- ① 確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付又は確定申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、②又は③により提出し、又は提示した書類は対象外とする。
- ② 給与等又は公的年金等の源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、又は障害者控除（扶養控除等）の適用を受ける居住者は、親族関係書類を提出又は提示しなければならない。
- ③ 給与等の年末調整において、非居住者である親族にかかる扶養控除等の適用を受ける居住者は送金関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととし、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示しなければならない。

